協議２号

長野市立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

<table>
<tr><th>事　　項</th><th>説　　明</th></tr>
<tr><td>１　改正の理由</td><td>長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、改正するもの</td></tr>
<tr><td>２　改正の内容</td><td>主な内容は、次のとおり
(1) 長野市立学校職員の給与に関する規則の一部改正（第１条関係）
ア　へき地手当の支給対象となるへき地学校に準ずる学校として教育委員会が指定する学校から長野市立鬼無里中学校を除く。
イ　義務教育等教員特別手当の月額を別紙規則（案）のように改める。
ウ　学級を担任する業務に従事した学校職員には、イに定める額に、 3,000円を超えない範囲内において教育委員会が定める額を加算した額を義務教育等教員特別手当として支給するものと定める。
(2) 長野市立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正（第２条関係）
勤務時間外に災害対応等の業務に従事した場合に支給する教員特殊業務手当の支給対象範囲を拡大するものとする。
(3) 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正（第３条、第４条関係）
ア　学校職員に対して令和７年度12月期に支給する勤勉手当に係る成績率の範囲を次のように改める。
<table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>100分の 315以内</td><td>100分の 322.5以内</td></tr></table>
イ　学校職員に対して令和８年度６月期及び12月期に支給する勤勉手当に係る成績率の範囲を次のように改める。
<table><tr><th>区分</th><th>改正前（令和７年度）</th><th>改正後（令和８年度）</th></tr><tr><td>６月</td><td>100分の 315以内</td><td>100分の318.75以内</td></tr><tr><td>12月</td><td>100分の 322.5以内</td><td>100分の318.75以内</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>３　施行期日等</td><td>令和８年１月１日から施行する。ただし、(3) アについては公布の日から、(3) イについては令和８年４月１日から、(1) アについては令和９年４月１日から施行する。</td></tr>
</table>

4　審議状況	(1) 総務部総務課との協議	12月　22日
	(2) 教育委員会法規審査会の決定	月　　日

長野市立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（案）

（長野市立学校職員の給与に関する規則の一部改正）

第１条　長野市立学校職員の給与に関する規則（昭和41年長野市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第12条の２の表中「長野市立鬼無里中学校」を削る。

第12条の４中「第14条の８第２項」を「第14条の８第３項」に改め、同条に次の１項を加える。

２　条例第14条の８第２項第１号に掲げる校務を分掌する学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「額）」とあるのは、「額）に、 3,000円を超えない範囲内において教育委員会が定める額を加算した額」と読み替えるものとする。

別表第８を次のように改める。

別表第８（第12条の４関係）

義務教育等教員特別手当表

ア　学校職員給料表(1) の適用を受ける学校職員

職員の区分	職務の級 号俸	１級	２級	３級	４級
		円	円	円	円
	１号俸から４号俸まで	1,300	1,700	4,000	5,100
	５号俸から８号俸まで	1,300	1,800	4,100	5,200
	９号俸から12号俸まで	1,400	1,900	4,100	5,300
	13号俸から16号俸まで	1,500	2,000	4,200	5,400
	17号俸から20号俸まで	1,600	2,100	4,400	5,500
	21号俸から24号俸まで	1,700	2,200	4,400	5,600
	25号俸から28号俸まで	1,800	2,300	4,600	
	29号俸から32号俸まで	1,900	2,400	4,700	
	33号俸から36号俸まで	1,900	2,600	4,700	
	37号俸から40号俸まで	2,000	2,600	4,800	
	41号俸から44号俸まで	2,200	2,800	4,900	
	45号俸から48号俸まで	2,200	3,000	5,000	
	49号俸から52号俸まで	2,300	3,200	5,100	
	53号俸から56号俸まで	2,400	3,300	5,100	
	57号俸から60号俸まで	2,400	3,400	5,200	
	61号俸から64号俸まで	2,500	3,500	5,200	

定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員	65号俸から68号俸まで	2,600	3,700		
	69号俸から72号俸まで	2,600	3,800		
	73号俸から76号俸まで	2,700	3,800		
	77号俸から80号俸まで	2,800	3,900		
	81号俸から84号俸まで	2,800	4,000		
	85号俸から88号俸まで	2,800	4,100		
	89号俸から92号俸まで	2,900	4,200		
	93号俸から96号俸まで	3,000	4,300		
	97号俸から100号俸まで	3,100	4,400		
	101号俸から104号俸まで	3,100	4,400		
	105号俸から108号俸まで	3,200	4,500		
	109号俸から112号俸まで	3,200	4,600		
	113号俸から116号俸まで	3,200	4,700		
	117号俸から120号俸まで	3,300	4,700		
	121号俸から124号俸まで	3,300	4,700		
	125号俸から128号俸まで	3,300	4,700		
	129号俸から132号俸まで	3,400	4,700		
	133号俸から136号俸まで	3,400	4,800		
	137号俸から140号俸まで	3,400	4,900		
	141号俸から144号俸まで	3,500	4,900		
	145号俸から148号俸まで	3,500	4,900		
	149号俸から152号俸まで	3,500			
	153号俸	3,500			
定年前再任用短時間勤務学校職員		2,200	2,600	3,500	4,400

イ　学校職員給料表(2) の適用を受ける学校職員

職員の区分	職務の級 号俸	1級
		円
	1号俸から4号俸まで	1,300

定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員	５号俸から８号俸まで	1,300
	９号俸から12号俸まで	1,400
	13号俸から16号俸まで	1,500
	17号俸から20号俸まで	1,600
	21号俸から24号俸まで	1,700
	25号俸から28号俸まで	1,800
	29号俸から32号俸まで	1,900
	33号俸から36号俸まで	1,900
	37号俸から40号俸まで	2,000
	41号俸から44号俸まで	2,200
	45号俸から48号俸まで	2,200
	49号俸から52号俸まで	2,300
	53号俸から56号俸まで	2,400
	57号俸から60号俸まで	2,400
	61号俸から64号俸まで	2,500
	65号俸から68号俸まで	2,600
	69号俸から72号俸まで	2,600
	73号俸から76号俸まで	2,700
	77号俸から80号俸まで	2,800
	81号俸から84号俸まで	2,800
	85号俸から88号俸まで	2,800
	89号俸から92号俸まで	2,900
	93号俸から96号俸まで	3,000
	97号俸から100号俸まで	3,100
	101号俸から104号俸まで	3,100
	105号俸から108号俸まで	3,200
	109号俸から112号俸まで	3,200
	113号俸から116号俸まで	3,200
	117号俸から120号俸まで	3,300
	121号俸から124号俸まで	3,300
	125号俸	3,300

定年前再任用短時間勤務学校職員		2,200

（長野市立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第２条　長野市立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和57年長野市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「のうち次項第１号及び第２号の業務」及び「この号及び第４号において」を削り、「８時間」を「４時間」に改め、同号ただし書を削り、同項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、同項に次の１号を加える。

(4) 条例第14条の３第１項第５号の業務　その日において業務に従事した時間が１時間以上であること。

第４条中「第５号」を「第３号」に改め、同条第１号中「のうち前条第２項第１号の業務」を削り、同条中第２号及び第３号を削り、第４号を第２号とし、同条第５号中「前条第１項第４号ア」を「前条第１項第３号ア」に改め、同号を同条第３号とし、同条第６号中「前条第１項第４号イ」を「前条第１項第３号イ」に改め、同号を同条第４号とし、同条に次の１号を加える。

(5) 条例第14条の３第１項第５号の業務　　600円

第６条を削る。

（長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第３条　長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成21年長野市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第12条第１号中「 100分の 315」を「 100分の 322.5」に改め、同条第２号中「 100分の 150」を「 100分の 157.5」に改め、同条第３号中「 100分の 262.5」を「 100分の 270」に改める。

第４条　長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条第１号中「 100分の 322.5」を「 100分の318.75」に改め、同条第２号中「 100分の 157.5」を「 100分の153.75」に改め、同条第３号中「 100分の 270」を「 100分の266.25」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この規則は、令和８年１月１日から施行する。ただし、第３条の規定は公布の日

から、第４条の規定は令和８年４月１日から、第１条中第12条の２の表の改正規定は令和９年４月１日から施行する。

２　第３条の規定による改正後の長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和７年12月１日から適用する。

長野市立学校職員の給与に関する規則　新旧対照表【第１条関係】

改正後

○長野市立学校職員の給与に関する規則

昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第６号

（へき地学校等の指定）

第12条の２　条例第14条の７の２第１項の規定により教育委員会が指定するへき地学校及びこれに準ずる学校は、次の表のとおりとする。

区分	学校
へき地学校	長野市立大岡小学校　長野市立大岡中学校
へき地学校に準ずる学校	長野市立鬼無里小学校

（義務教育等教員特別手当の額）

第12条の４　条例第14条の８第３項の規定により教育委員会が定める義務教育等教員特別手当の月額は、当該学校職員の属する職務の級及び当該学校職員の受ける号俸に対応する別表第８に掲げる額（定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、職務の級に対応する同表に掲げる額に勤務時間条例第２条第２項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

２　条例第14条の８第２項第１号に掲げる校務を分掌する学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「額）」とあるのは、「額）に、3,000円を超えない範囲内において教育委員会が定める額を加算した額」と読み替えるものとする。

別表第８（第12条の４関係）

義務教育等教員特別手当表

ア　学校職員給料表（１）の適用を受ける学校職員

職員の	職務の級	１級	２級	３級	４級

改正前

○長野市立学校職員の給与に関する規則

昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第６号

（へき地学校等の指定）

第12条の２　条例第14条の７の２第１項の規定により教育委員会が指定するへき地学校及びこれに準ずる学校は、次の表のとおりとする。

区分	学校
へき地学校	長野市立大岡小学校　長野市立大岡中学校
へき地学校に準ずる学校	長野市立鬼無里小学校　長野市立鬼無里中学校

（義務教育等教員特別手当の額）

第12条の４　条例第14条の８第２項の規定により教育委員会が定める義務教育等教員特別手当の月額は、当該学校職員の属する職務の級及び当該学校職員の受ける号俸に対応する別表第８に掲げる額（定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、職務の級に対応する同表に掲げる額に勤務時間条例第２条第２項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（新設）

別表第８（第12条の４関係）

義務教育等教員特別手当表

ア　学校職員給料表（１）の適用を受ける学校職員

職員の	職務の級	１級	２級	３級	４級

改正後					
区分	号俸				
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員	１号俸から４号俸まで	1,300	1,700	4,000	5,100
	５号俸から８号俸まで	1,300	1,800	4,100	5,200
	９号俸から12号俸まで	1,400	1,900	4,100	5,300
	13号俸から16号俸まで	1,500	2,000	4,200	5,400
	17号俸から20号俸まで	1,600	2,100	4,400	5,500
	21号俸から24号俸まで	1,700	2,200	4,400	5,600
	25号俸から28号俸まで	1,800	2,300	4,600	
	29号俸から32号俸まで	1,900	2,400	4,700	
	33号俸から36号俸まで	1,900	2,600	4,700	
	37号俸から40号俸まで	2,000	2,600	4,800	
	41号俸から44号俸まで	2,200	2,800	4,900	
	45号俸から48号俸まで	2,200	3,000	5,000	
	49号俸から52号俸まで	2,300	3,200	5,100	
	53号俸から56号俸まで	2,400	3,300	5,100	
	57号俸から60号俸まで	2,400	3,400	5,200	
	61号俸から64号俸まで	2,500	3,500	5,200	
	65号俸から68号俸まで	2,600	3,700		
	69号俸から72号俸まで	2,600	3,800		
	73号俸から76号俸まで	2,700	3,800		
	77号俸から80号俸まで	2,800	3,900		
	81号俸から84号俸まで	2,800	4,000		

改正前					
区分	号俸				
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員	１号俸から４号俸まで	2,000	2,500	5,700	7,400
	５号俸から８号俸まで	2,000	2,600	5,900	7,500
	９号俸から12号俸まで	2,100	2,800	6,000	7,600
	13号俸から16号俸まで	2,200	2,900	6,100	7,700
	17号俸から20号俸まで	2,300	3,000	6,300	7,900
	21号俸から24号俸まで	2,400	3,200	6,400	8,000
	25号俸から28号俸まで	2,600	3,300	6,600	
	29号俸から32号俸まで	2,700	3,500	6,800	
	33号俸から36号俸まで	2,800	3,700	6,900	
	37号俸から40号俸まで	2,900	3,800	7,000	
	41号俸から44号俸まで	3,100	4,100	7,100	
	45号俸から48号俸まで	3,200	4,300	7,200	
	49号俸から52号俸まで	3,300	4,500	7,300	
	53号俸から56号俸まで	3,400	4,800	7,400	
	57号俸から60号俸まで	3,500	4,900	7,500	
	61号俸から64号俸まで	3,600	5,100	7,500	
	65号俸から68号俸まで	3,700	5,300		
	69号俸から72号俸まで	3,800	5,400		
	73号俸から76号俸まで	3,900	5,500		
	77号俸から80号俸まで	4,000	5,600		
	81号俸から84号俸まで	4,100	5,800		

改正後					
	85号俸から88号俸まで	2,800	4,100		
	89号俸から92号俸まで	2,900	4,200		
	93号俸から96号俸まで	3,000	4,300		
	97号俸から100号俸まで	3,100	4,400		
	101号俸から104号俸まで	3,100	4,400		
	105号俸から108号俸まで	3,200	4,500		
	109号俸から112号俸まで	3,200	4,600		
	113号俸から116号俸まで	3,200	4,700		
	117号俸から120号俸まで	3,300	4,700		
	121号俸から124号俸まで	3,300	4,700		
	125号俸から128号俸まで	3,300	4,700		
	129号俸から132号俸まで	3,400	4,700		
	133号俸から136号俸まで	3,400	4,800		
	137号俸から140号俸まで	3,400	4,900		
	141号俸から144号俸まで	3,500	4,900		
	145号俸から148号俸まで	3,500	4,900		
	149号俸から152号俸まで	3,500			
	153号俸	3,500			
定年前再任用短時間勤務学校職員		2,200	2,600	3,500	4,400

イ　学校職員給料表(２)の適用を受ける学校職員

改正前					
	85号俸から88号俸まで	4,100	5,900		
	89号俸から92号俸まで	4,200	6,100		
	93号俸から96号俸まで	4,300	6,200		
	97号俸から100号俸まで	4,400	6,300		
	101号俸から104号俸まで	4,400	6,400		
	105号俸から108号俸まで	4,500	6,500		
	109号俸から112号俸まで	4,500	6,600		
	113号俸から116号俸まで	4,600	6,700		
	117号俸から120号俸まで	4,700	6,800		
	121号俸から124号俸まで	4,700	6,900		
	125号俸から128号俸まで	4,800	6,900		
	129号俸から132号俸まで	4,900	6,900		
	133号俸から136号俸まで	4,900	7,000		
	137号俸から140号俸まで	4,900	7,100		
	141号俸から144号俸まで	5,000	7,100		
	145号俸から148号俸まで	5,100	7,100		
	149号俸から152号俸まで	5,100			
	153号俸	5,100			
定年前再任用短時間勤務学校職員		3,200	3,800	5,100	6,400

イ　学校職員給料表(２)の適用を受ける学校職員

改正後		
職員の区分	職務の級 号俸	１級
		円
定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員	１号俸から４号俸まで	1,300
	５号俸から８号俸まで	1,300
	９号俸から12号俸まで	1,400
	13号俸から16号俸まで	1,500
	17号俸から20号俸まで	1,600
	21号俸から24号俸まで	1,700
	25号俸から28号俸まで	1,800
	29号俸から32号俸まで	1,900
	33号俸から36号俸まで	1,900
	37号俸から40号俸まで	2,000
	41号俸から44号俸まで	2,200
	45号俸から48号俸まで	2,200
	49号俸から52号俸まで	2,300
	53号俸から56号俸まで	2,400
	57号俸から60号俸まで	2,400
	61号俸から64号俸まで	2,500
	65号俸から68号俸まで	2,600
	69号俸から72号俸まで	2,600
	73号俸から76号俸まで	2,700
	77号俸から80号俸まで	2,800

改正前		
職員の区分	職務の級 号俸	１級
		円
定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員	１号俸から４号俸まで	2,000
	５号俸から８号俸まで	2,000
	９号俸から12号俸まで	2,100
	13号俸から16号俸まで	2,200
	17号俸から20号俸まで	2,300
	21号俸から24号俸まで	2,400
	25号俸から28号俸まで	2,600
	29号俸から32号俸まで	2,700
	33号俸から36号俸まで	2,800
	37号俸から40号俸まで	2,900
	41号俸から44号俸まで	3,100
	45号俸から48号俸まで	3,200
	49号俸から52号俸まで	3,300
	53号俸から56号俸まで	3,400
	57号俸から60号俸まで	3,500
	61号俸から64号俸まで	3,600
	65号俸から68号俸まで	3,700
	69号俸から72号俸まで	3,800
	73号俸から76号俸まで	3,900
	77号俸から80号俸まで	4,000

改正後			改正前		
	81号俸から84号俸まで	2,800		81号俸から84号俸まで	4,100
	85号俸から88号俸まで	2,800		85号俸から88号俸まで	4,100
	89号俸から92号俸まで	2,900		89号俸から92号俸まで	4,200
	93号俸から96号俸まで	3,000		93号俸から96号俸まで	4,300
	97号俸から100号俸まで	3,100		97号俸から100号俸まで	4,400
	101号俸から104号俸まで	3,100		101号俸から104号俸まで	4,400
	105号俸から108号俸まで	3,200		105号俸から108号俸まで	4,500
	109号俸から112号俸まで	3,200		109号俸から112号俸まで	4,500
	113号俸から116号俸まで	3,200		113号俸から116号俸まで	4,600
	117号俸から120号俸まで	3,300		117号俸から120号俸まで	4,700
	121号俸から124号俸まで	3,300		121号俸から124号俸まで	4,700
	125号俸	3,300		125号俸	4,800
定年前再任用短時間勤務学校職員		2,200	定年前再任用短時間勤務学校職員		3,200

長野市立学校職員の特殊勤務手当に関する規則　新旧対照表【第２条関係】

改正後	改正前
○長野市立学校職員の特殊勤務手当に関する規則 昭和57年３月30日長野市教育委員会規則第７号 （教員特殊業務手当の支給対象となる業務の範囲） 第３条　条例第14条の３第１項に規定するその業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げるとおりとする。 （１）　条例第14条の３第１項第１号の業務　長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和41年長野市条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第２条の規定による勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）以外の時間又は勤務時間条例第６条に規定する休日（勤務時間条例第７条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下この項において「休日等」という。）における正規の勤務時間中に業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が４時間程度であること。 （削除） （２）　条例第14条の３第１項第２号及び第３号の業務　その日において業務に従事した時間（就寝時間等を除く。）が８時間程度であること。 （３）　条例第14条の３第１項第４号の業務 ア～ウ　略 （４）　条例第14条の３第１項第５号の業務　その日において業務に従事した時間が１時間以上であること。	○長野市立学校職員の特殊勤務手当に関する規則 昭和57年３月30日長野市教育委員会規則第７号 （教員特殊業務手当の支給対象となる業務の範囲） 第３条　条例第14条の３第１項に規定するその業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げるとおりとする。 （１）　条例第14条の３第１項第１号の業務のうち次項第１号及び第２号の業務　長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和41年長野市条例第17号。以下この号及び第４号において「勤務時間条例」という。）第２条の規定による勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）以外の時間又は勤務時間条例第６条に規定する休日（勤務時間条例第７条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下この項において「休日等」という。）における正規の勤務時間中に業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が８時間程度であること。ただし、午後５時から翌日の午前８時までの間に従事した場合にあつては、６時間程度であること。 （２）　条例第14条の３第１項第１号の業務のうち次項第３号の業務　正規の勤務時間以外の時間又は休日等における正規の勤務時間中に業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が４時間以上であること。 （３）　条例第14条の３第１項第２号及び第３号の業務　その日において業務に従事した時間（就寝時間等を除く。）が８時間程度であること。 （４）　条例第14条の３第１項第４号の業務 ア～ウ　略 （新設）

改正後	改正前
２～５　略	２～５　略
（教員特殊業務手当の額）	（教員特殊業務手当の額）
第４条　教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日１日（第３号の業務にあつては、１泊）につき次の各号に掲げる額とする。	第４条　教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日１日（第５号の業務にあつては、１泊）につき次の各号に掲げる額とする。
（１）　条例第14条の３第１項第１号の業務　8,000円（前条第５項の業務に従事した場合は、16,000円）	（１）　条例第14条の３第１項第１号の業務のうち前条第２項第１号の業務　8,000円（前条第５項の業務に従事した場合は、16,000円）
（削除）	（２）　条例第14条の３第１項第１号の業務のうち前条第２項第２号の業務　7,500円
（削除）	（３）　条例第14条の３第１項第１号の業務のうち前条第２項第３号の業務　3,750円（従事した時間が８時間（午後５時から翌日の午前８時までの間は、６時間）以上の場合は、7,500円）
（２）　条例第14条の３第１項第２号及び第３号の業務　5,100円	（４）　条例第14条の３第１項第２号及び第３号の業務　5,100円
（３）　条例第14条の３第１項第４号の業務のうち前条第１項第３号アに該当するもの　3,600円	（５）　条例第14条の３第１項第４号の業務のうち前条第１項第４号アに該当するもの　3,600円
（４）　条例第14条の３第１項第４号の業務のうち前条第１項第３号イ又はウに該当するもの　2,700円	（６）　条例第14条の３第１項第４号の業務のうち前条第１項第４号イ又はウに該当するもの　2,700円
（５）　条例第14条の３第１項第５号の業務　600円	（新設）
	（他学年学級担当手当の支給範囲）
（削除）	第６条　多学年学級担当手当を支給する学校職員は、市立の小学校又は中学校の２以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する学校職員のうち、講師、助教諭及び実習助手とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。
	（１）　２以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の２分の１に満たない者
	（２）　２以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が１週間につき12時間に満たない者

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則　新旧対照表【第３条関係】

改正後	改正前
○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第６号 （勤勉手当） 第７条～第11条　略 第12条　成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。 （１）　次号及び第３号に掲げる学校職員以外の学校職員　100分の322.5 （２）　定年前再任用短時間勤務学校職員　100分の157.5 （３）　任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける学校職員　100分の270	○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第６号 （勤勉手当） 第７条～第11条　略 第12条　成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。 （１）　次号及び第３号に掲げる学校職員以外の学校職員　100分の315 （２）　定年前再任用短時間勤務学校職員　100分の150 （３）　任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける学校職員　100分の262.5

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則　新旧対照表【第４条関係】

改正後	改正前
○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第６号 （勤勉手当） 第７条～第11条　略 第12条　成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。 （１）　次号及び第３号に掲げる学校職員以外の学校職員　100分の318.75 （２）　定年前再任用短時間勤務学校職員　100分の153.75 （３）　任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける学校職員　100分の266.25	○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第６号 （勤勉手当） 第７条～第11条　略 第12条　成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。 （１）　次号及び第３号に掲げる学校職員以外の学校職員　100分の322.5 （２）　定年前再任用短時間勤務学校職員　100分の157.5 （３）　任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける学校職員　100分の270